

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年8月 31 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

厚生年金保険関係 5件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2000004 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2000042 号

第1 結論

請求者のA社における平成 25 年 12 月 26 日の標準賞与額を 70 万円、平成 27 年 8 月 12 日の標準賞与額を 70 万円に訂正することが必要である。

平成 25 年 12 月 26 日及び平成 27 年 8 月 12 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 25 年 12 月 26 日及び平成 27 年 8 月 12 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 25 年 12 月 26 日
② 平成 27 年 8 月 12 日

A 社で役員として勤務していた請求期間①及び②の標準賞与額が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A 社から提出された請求期間①及び②に係る請求者の賃金台帳により、請求者は、同社から当該期間について、それぞれ 70 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 25 年 12 月 26 日及び平成 27 年 8 月 12 日の賞与について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 2 年 1 月 9 日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 25 年 12 月 26 日及び平成 27 年 8 月 12 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2000005 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2000043 号

第1 結論

請求者のA社における平成 25 年 12 月 27 日の標準賞与額を 78 万円、平成 27 年 8 月 12 日の標準賞与額を 78 万円に訂正することが必要である。

平成 25 年 12 月 27 日及び平成 27 年 8 月 12 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 25 年 12 月 27 日及び平成 27 年 8 月 12 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 25 年 12 月 27 日
② 平成 27 年 8 月 12 日

A 社で役員として勤務していた請求期間①及び②の標準賞与額が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A 社から提出された請求期間①及び②に係る請求者の賃金台帳により、請求者は、同社から当該期間について、それぞれ 78 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 25 年 12 月 27 日及び平成 27 年 8 月 12 日の賞与について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 2 年 1 月 9 日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 25 年 12 月 27 日及び平成 27 年 8 月 12 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2000006 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2000044 号

第1 結論

請求者のA社における平成 25 年 12 月 27 日の標準賞与額を 58 万円、平成 27 年 8 月 12 日の標準賞与額を 63 万円に訂正することが必要である。

平成 25 年 12 月 27 日及び平成 27 年 8 月 12 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 25 年 12 月 27 日及び平成 27 年 8 月 12 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 25 年 12 月 27 日
② 平成 27 年 8 月 12 日

A 社で役員として勤務していた請求期間①及び②の標準賞与額が保険給付の対象となるない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A 社から提出された請求者の賃金台帳により、請求者は、同社から請求期間①については 58 万円、請求期間②については 63 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 25 年 12 月 27 日及び平成 27 年 8 月 12 日の賞与について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 2 年 1 月 9 日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 25 年 12 月 27 日及び平成 27 年 8 月 12 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2000007 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2000045 号

第1 結論

請求者のA社における平成 25 年 12 月 26 日の標準賞与額を 50 万円、平成 27 年 8 月 12 日の標準賞与額を 50 万円に訂正することが必要である。

平成 25 年 12 月 26 日及び平成 27 年 8 月 12 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 25 年 12 月 26 日及び平成 27 年 8 月 12 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 25 年 12 月 26 日
② 平成 27 年 8 月 12 日

A 社で役員として勤務していた請求期間①及び②の標準賞与額が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A 社から提出された請求期間①及び②に係る請求者の賃金台帳により、請求者は、同社から当該期間について、それぞれ 50 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 25 年 12 月 26 日及び平成 27 年 8 月 12 日の賞与について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 2 年 1 月 9 日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 25 年 12 月 26 日及び平成 27 年 8 月 12 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2000008 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2000046 号

第1 結論

請求者のA社における平成 27 年 8 月 12 日の標準賞与額を 10 万円に訂正することが必要である。

平成 27 年 8 月 12 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 27 年 8 月 12 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 27 年 8 月 12 日

A 社で役員として勤務していた請求期間の標準賞与額が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A 社から提出された請求期間に係る請求者の賃金台帳により、請求者は、同社から当該期間について 10 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 27 年 8 月 12 日の賞与について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和 2 年 1 月 9 日に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 27 年 8 月 12 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。